

行政サービスの改善に関する行政評価・監視 —バリアフリー化及び受動喫煙防止を中心として—

《行政評価・監視結果に基づく通知》

総務省が行う「行政評価・監視」とは、各府省の業務の実施状況について、主として合規制、適正性等の観点から調査を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、総務省石川行政評価事務所（所長：てるいみちお照井道郎）が、平成18年12月から平成19年3月にかけて、石川県内の国の行政機関を対象にして、利用者の立場に立った行政サービスの実現を図る観点から、バリアフリー化及び受動喫煙防止への対応状況等を調査し、平成19年3月27日、関係機関に対して改善意見を通知したものです。

【照会先】

総務省 石川行政評価事務所

第1評価監視官（おかだ岡田）

電話：076-222-5241

1 概要

背景・目的

国では、平成16年6月に「バリアフリーに関する関係閣僚会議」（平成12年3月設置）において、「バリアフリー化推進要綱」を決定し、官公庁施設のバリアフリー化について、施設の公共性等にかんがみ、円滑な利用が確保されるよう積極的に推進することとされている。また、近年いわゆる受動喫煙に起因する健康への影響が問題視される中、健康増進法において、官公庁施設等多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止する措置を講ずることとされている。



石川県内の国の行政機関におけるバリアフリー化及び受動喫煙防止への対応状況等を調査。

調査対象機関(25機関)

金沢地方法務局、同局管内支局(3)、金沢国税局、同局管内税務署(4)、石川労働局、同局管内労働基準監督署(3)及び公共職業安定所(4)、石川社会保険事務局、同局管内社会保険事務所(4)、石川運輸支局、合同庁舎管理官署(北陸財務局、輪島測候所)

評価監視の結果

1 バリアフリー化への対応状況

- ・ バリアフリー化への対応状況を調査した結果、各庁舎ともバリアフリー化に向けた取組みは行われているものの、必ずしも十分でないのがみられた。

改善意見を付した調査結果を通知

2 受動喫煙防止への対応状況

- ・ 受動喫煙防止への対応状況を調査した結果、各庁舎とも全面禁煙や喫煙室等の設置による受動喫煙防止措置が採られているものの、分煙効果を確認するための空気環境の測定を実施していないところのみられた。

調査結果を参考通知

平成19年3月27日に関係機関(金沢国税局、石川労働局、石川社会保険事務局、石川運輸支局、北陸財務局、輪島測候所)に対して

2 バリアフリー化への対応状況



制度

「バリアフリー化推進要綱」(平成16年6月閣議決定)

多数の人々が利用する官公庁施設については、その公共性にかんがみ、円滑な利用が確保されるよう積極的に施設のバリアフリー化を進める必要がある。

「新バリアフリー法」(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号、平成18年12月20日施行))

不特定多数の者が利用する官公署については、既存施設についても、高齢者、障害者等が円滑に移動することができるようにするため、施設の出入口、廊下、階段等を「建築物移動等円滑化基準」に適合させるように努めなければならない。

※ 建築物移動等円滑化基準とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な建築物特定施設(出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるもの)の構造及び配置に関する政令で定める基準のことである。詳細は資料参照。

「公共サービス窓口における配慮マニュアル」

(平成17年4月障害者施策推進本部作成)

障害者等の窓口利用に際して配慮すべき事項を具体的に示したもので、各府省に公共サービスの窓口現場への配布及び趣旨の徹底が求められている。

公共サービス窓口における
配慮マニュアル



障害のある方に対する心の身だしなみ

石川県内に所在する国の官公署のうち、国民が多く利用する官公署(法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所、運輸支局)が入居する16庁舎について、建築物移動等円滑化基準への適合状況を中心にバリアフリー化への対応状況を調査

公共サービス窓口を設置している23機関について、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の職員への周知状況を調査

調査結果



- ◇ 調査対象とした16庁舎について、バリアフリー化への対応状況を調査したところ、次のような状況がみられた。
- 段・傾斜路の上端に近接する廊下部分に点状ブロックが敷設されていない。 7庁舎
 - 床置き式小便器又は壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のもの)が設置されていない。 4庁舎
 - 敷地内の通路に設けられている階段に手すりが設置されていない。 4庁舎
 - 車いす利用者用駐車施設の案内表示が不十分である。 4庁舎
 - 視覚障害者のための案内設備までの経路
 - ① 視覚障害者誘導用ブロック等の誘導装置が設置されていない。 7庁舎
 - ② 視覚障害者誘導用ブロックが誤って設置されている。 1庁舎
 - ③ 視覚障害者誘導用ブロック上に障害物が設置されている。 2庁舎 等

※ 詳細は資料参照。

- ◇ 公共サービス窓口を設置している23機関について、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の職員への周知状況を調査した結果、当事務所調査時点において、5機関では同マニュアルを配布するなどして職員への周知を図っていたが、18機関では職員に対し特段の周知は行われていなかった。



したがって、関係各機関においては、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 建築物移動等円滑化基準を満たしていない施設等については、改善に努めるとともに、その他の施設等を含め、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようその維持管理に留意すること。
- ② 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を職員に配布するなどによりその周知を図ること。

3 受動喫煙防止への対応状況



制度

「健康増進法」(平成14年法律第103号)

官公庁施設等の多数の者が利用する施設を管理する者は、利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

「職場における喫煙対策に関する指針」

(平成15年7月10日付け勤職-223号人事院事務総局勤務条件局通知。)

- ・ 国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるよう具体的な対策を講ずるとともに、可能な範囲で全面禁煙の方向で改善に努める。
- ・ たばこの煙の影響を把握するため、喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん、一酸化炭素濃度等の空気環境の測定を行う。

国民が多く利用する官公署が入居する16庁舎について、利用者を対象とした受動喫煙防止への対応状況を調査。

※「職場における喫煙対策に関する指針」は、職員の受動喫煙防止対策について定めたものであるが、庁舎利用者に対しても同様に受動喫煙防止を図る必要があることから、今回の調査の指標とした。

調査結果

① 庁舎内(利用者が入室するものに限る。以下同じ。)の全面禁煙・分煙の実施状況



調査対象とした16庁舎のうち

- ・ 庁舎内を全面禁煙としているもの 9庁舎
- ・ 庁舎内を空間分煙としているもの 7庁舎

② 喫煙室等とその周辺の空気環境測定の実施状況



庁舎内を空間分煙としている7庁舎のうち

- ・ 空気環境測定を実施しているもの 1庁舎
(注)測定結果はいずれも基準を満たしていた。
- ・ 空気環境測定を実施していないもの 6庁舎

※ 詳細は事例参照。

各庁舎とも全面禁煙や喫煙室等の設置による受動喫煙防止措置が採られているものの、分煙効果を確認するための空気環境の測定を実施していないものがみられ、改善に向けた対応が望まれる。